

# ＜ 入院にかかる費用について ＞

2025年6月1日改訂

- ・ お持ちの保険証をご確認の上、該当となる、①医療費 ②食費、居住費 ③室料・レンタル品費用を合算してください。
- ・ 諸費用で多少変わることがありますので、あくまで概算とご理解ください。

①医療費（月）  円 + ②食費・居住費（月）  円 + ③室料・レンタル品費用（月）  円+税 = 合計（月）  円

## ① 医療費

お持ちの健康保険		自己負担割合				
国民健康保険 協会けんぽ 組合健康保険 共済組合保険 船員保険		<b>3割</b> ＜限度額認定証・高齢受給者証などをお持ちの方は下記の表をご参照ください＞ 高額となるため、事前に限度額認定証のお手続きすることをお勧めします ※2				
後期高齢者 医療 受給者証	一般	3回目まで	4回目以降			
		<b>1割、2割（上限57,600円）</b> ＜減額認定証などをお持ちの方は下記の表をご参照ください＞		<b>44,400円 ※3</b>		
	現役並 所得者	III	3回目まで	4回目以降		
			<b>3割（約260,000円）</b> 1か月上限252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%		<b>140,100円 ※3</b>	
		※1 II ※1 I ※1	3割（約170,000円）	1か月上限167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%		<b>93,000円 ※3</b>
			3割（約90,000円）	1か月上限80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%		<b>44,400円 ※3</b>

種類	適応区分	医療費（1か月） 3回目まで	4回目以降	
限度額認定証 ※2	区分Ⅱ	24,600円		
	区分Ⅰ	15,000円		
	区分ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	(約260,000円)	140,100円 ※3
	区分イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	(約170,000円)	93,000円 ※3
	区分ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	(約90,000円)	44,400円 ※3
	区分エ	57,600円		44,400円 ※3
	区分オ	35,400円		24,600円 ※3
高齢受給者証	現役並み所得 (3割)	後期高齢者医療受給者証・現役並み所得者欄と同じ		44,400円 ※3
	一般所得 (1割・2割)	57,600円		44,400円 ※3
重度心身障害者 医療受給者証	障課・老課	57,600円		44,400円 ※3
	障初・老初	初診料(580円のみ)		
特定医療費受給者証	個々の証書に記載してある金額			

- ※1 現役並み所得Ⅰ、Ⅱを適用するには「限度額適用認定証」の申請手続きが必要です。ない場合は現役Ⅲで計算。
- ※2 「限度額適用認定証」の手続きについては、保険証に記載されている保険者（後期高齢医療受給者証・国民健康保険の方は各市町村、社会保険の方は協会けんぽ・共済組合・保険組合など）にてお願いいたします。
- ※3 当院で発生する入院請求のうち、月の医療費支払額（食費や室料などは含みません）が上限額を超えていることが3ヶ月以上ある際に「4回目以降」の取り扱いとなります。  
 なお、マイナ保険証をご利用の方は限度額適用認定証がなくても、マイナ保険証を提示し、ご本人が情報提供に同意することで窓口の支払いが自己負担限度額までとなります。

②-1 食費・居住費用【65歳未満の方(指定難病の治療で入院される方以外)】

(基本的には経鼻胃管で栄養補給している方も食事代として請求させていただきます)

		食事代(1食につき)	居住費(1日につき)	合計(30日)
住民税課税世帯		510円	/	45900円
非課税世帯 (適応区分オ)	90日までの入院	240円		21600円
	90日を超える入院(要手続き)	190円		17100円

②-2 食費・居住費用【65歳以上の方(指定難病の治療で入院される方以外)】 ※4

(基本的には経鼻胃管で栄養補給している方も食事代として請求させていただきます)

		食事代(1食につき)	居住費(1日につき)	合計(30日)
住民税課税世帯		510円	370円	57000円
非課税世帯 (適応区分Ⅱ)	90日までの入院	240円	370円	32700円
	90日を超える入院(要手続き)	190円	370円	28200円
非課税世帯(適応区分Ⅰ)		110円	370円	21000円

②-3 食費・居住費用【指定難病の受給者証をお持ちで、指定難病の治療目的で入院される方(年齢によらず)】

(基本的には経鼻胃管で栄養補給している方も食事代として請求させていただきます)

		食事代(1食につき)	居住費(1日につき)	合計(30日)
住民税課税世帯		300円	/	27000円
非課税世帯 (適応区分オ・Ⅱ)	90日までの入院	240円		21600円
	90日を超える入院(要手続き)	190円		17100円
非課税世帯(適応区分Ⅰ)		110円	9900円	

③ 室料・レンタル品の費用

レンタルセットは選択制です(税込価格)

	室料差額	床頭台 セット*	テレビ	病衣・タオル(バスタオル・フェイス タオル)・リハビリ着・下着セット	病衣・タオル(バスタオル・フェイス タオル)・リハビリ着セット
4床室 2床室	0円/日	330円/日	カード 購入必要	1290円/日	990円/日
4床 (準個室)	1,100円/日	室料差額に含む			
個室	5,060円/日	室料差額に含む			
特別室	16,500円 /日 ※5	室料差額に含む			

○ 多床室希望で空室がないため、準個室から入院される場合の室料は、入院から14日目まで1100円、15日目以降は多床室の金額(330円)にさせていただきます。

\* 床頭台・冷蔵庫・リハビリ着・病衣・バスタオル・フェイスタオルは個別でも借りることができます。その場合は以下の料金形態となります。

個別で借りる場合は以下の料金形態となります。

	1日
床頭台	275円
冷蔵庫	275円

レンタル品	1日
病衣	350円
リハビリ着 ※日中のみ使用可能	650円
バスタオル	350円
フェイスタオル	250円

※4 回復期対象外の方は、区分Ⅰ(指定難病・老齢福祉年金受給者、境界層該当者を除く)の食費は1食140円、区分Ⅱは1食240円となります。また、入院中に回復期対象外となった場合、90日超えの入院の該当(1食190円)になっていた方は1食240円となります。

※5 回復期対象外や道外の方は22,000円、住所地が桑園地区の方は11,000円となります。